皇室事項

宮内庁

平成三十一年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

一　平成三十一年歌会始のお題

「光」と定められました。

（注）お題は「光（ひかり）」ですが、歌に詠む場合は「光」の文字が詠み込まれていればよく、「光線」、「栄光」のような熟語にしても、また、「光る」のように訓読しても差し支えありません。

二　詠進歌の詠進要領

（一）詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

（二）書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日、性別及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください（書式図参照）。無職の場合は、「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください）。

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

（三）用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意（但、半紙サイズ二十四㎝×三十三㎝の横長）とし、毛筆でなくても差し支えありません。

（四）病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。

ア　代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ　本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ　視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

三　注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

（一）お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でない場合

（二）いもの又用紙が縦長の場合

（三）一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合

詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合

（四）詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

（五）二（四）に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

（六）住所、電話番号、氏名、生年月日、性別、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

四　詠進の期間

お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、書（横式　図長）お題発表の日から九月三十日までのものを有効とします。

五　消印が九月三十日までのものを有効とします。

郵便のあて先

「〒一〇〇―八一一一　宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

六　疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二十日までに問い合わせてください。

また、宮内庁ホームページ（http://www.kunaicho.go.jp）を御参照ください。

（注）個人情報の取扱いについて

・利用目的　二（二）で記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。

・利用及び提供の制限　法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

（山折り）

お題　「光」

〒　住所

電話番号

氏名（ふりがな）

生年月日

性別

職業

親任式

一月九日午前十一時十五分、宮中において、最高裁判所長官大谷直人の親任式を行われた。

認証官任命式

一月九日午前十一時三十分、宮中において、最高裁判所判事深山卓也、同竹内裕子、高等裁判所長官林道晴、検事長林眞琴及び同小川新二の認証官任命式が行われた。

御答信

天皇陛下から平成二十九年十一月二日ドゥニカ国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、同年十二月十一日御答信があった。

天皇陛下から平成二十九年十月二十三日ザンビア国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、同年十二月十四日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十九年十月二十七日トルコ国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、同年十二月六日御答電があった。

天皇陛下から平成二十九年十二月十五日カタール国首長殿下く発せられた御祝電に対し、同月二十七日御答電があった。

官庁報告

法務

公証人任免

広島法務局所属公証人辻川昭は願により公証人を免ぜられた。（二十九年十二月二十八日）（法務省）

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成30年１月11日をもって満了した。

平成30年１月12日

人事院人材局企画課長　岩崎　敏

記

平成28年度航空保安大学校学生採用試験

公告

諸事項

第三者所有物の没収に関する公告

平成30年１月12日　福岡地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成30年１月26日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　福岡地方裁判所

２　被告事件名　常習賭博

３　被告人氏名　黒澤　光一

徳重　祐矢

若林　一道

４　公判期日　平成30年１月31日

５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

平成29年11月10日付け司法警察員巡査部長加藤信彦作成の捜索差押調書記載の現金40,000円（押収品目録番号１）

平成29年11月13日付け司法警察員巡査部長河野歩作成の捜索差押調書記載の下記現金合計1,888,700円

現金1,000円（押収品目録番号119）

現金700円（押収品目録番号120）

現金360,000円（押収品目録番号121）

現金20,000円（押収品目録番号122）

現金729,000円（押収品目録番号123）

現金18,000円（押収品目録番号124―３）

現金160,000円（押収品目録番号125―２）

現金600,000円（押収品目録番号125―３）

６　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人黒澤光一は、福岡市博多区中洲二丁目７番20号ニューワールドビル２階において、賭博店「ミリオン」の業務全般を統括していた者であり、被告人徳重祐矢及び被告人若林一道は、いずれも同店従業員であるが、被告人３名は、共謀の上、常習として、平成29年６月５日頃から同年11月10日までの間、同店において、下村隆太ほか不特定多数の賭客を相手方として、「パチスロ機」と称する回胴式遊技機21台、「ポーカーゲーム機」と称する遊技機９台及び「フルーツゲーム機」と称する遊技機４台を使用して金銭を賭け、前記回胴式遊技機につき回転する回胴を停止させてそろった絵柄の組み合わせによって勝負を争う方法の、前記ポーカーゲーム機及び前記フルーツゲーム機につきその画面に現れる絵柄の組み合わせ等により勝負を行う方法の賭博をしたものである。